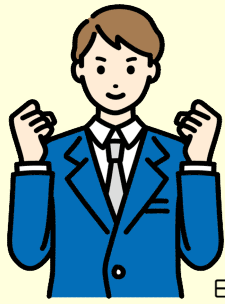


研修受講料 周南市が補助します

周南市相談支援専門員 研修支援事業費補助金

相談支援専門員研修の受講料を1/2を補助します。※上限は2万円
申請方法は法人と個人で異なります。ご不明な点は下記までご連絡ください。



申請期間

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

法人の方へ

【申請者】市内の事業所を運営する法人で、相談支援専門員研修費を負担した法人

【対象経費】事業者が研修事業者に支払った受講経費 ※ただし、他の機関より補助・助成のあった金額を除く

【対象となる受講者】下記のすべてに該当

- ① 相談支援専門員研修の修了証明書の交付を受けている
- ② ア：現任研修又は主任研修…研修開始時点で相談支援専門員として就労している
- ② イ：初任者研修…研修開始時点で相談支援専門員以外の職種として就労している、かつ、補助金申請時点で相談支援専門員として就労している
- ③ 補助事業者が直接雇用契約を締結している

【提出書類】様式は市ホームページからダウンロードまたは下記までお問合せください

- ① 交付申請書（別記様式第1号）
- ② 所要額（積算額）調書（別紙1-1）
- ③ 受講した者の就労証明書（別紙1-2）
- ④ 受講経費の領収書（原本）またはクレジット契約証明書（利用証明書）等
※ ④は下記の事項がすべて記載されており、宛名が補助事業者となっているものに限り
（ア）相談支援専門員研修事業者の名称
（イ）領収書（またはクレジット領収額）
（ウ）領収額の内訳 ※ 受講料・テキスト代の内訳が分かるもの。別紙可
（エ）領収日（またはクレジット契約日）
（オ）領収印
- ⑤ 研修期間が発行する修了証明書（写）

個人の方へ

相談支援専門員研修費を個人で負担された方も補助対象になる場合があります。
詳しい要件や申請方法等は下記までご連絡ください。

ホームページは
こちらから

お問い合わせ
申し込み先

〒745-8655 周南市岐山通 1-1 TEL: 0834-22-8463
周南市 福祉部 障害者支援課 FAX: 0834-22-8464
障害者支援担当

